五(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道網走郡美幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市上恩方町三七八三の二・三七八三の三・三七八四の二・四一二四のイ・四一三〇のイ・四一三一・四一三七のイ（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三七八三の五、三七八四の一、三七八四の三、四一三〇の二、西多摩郡檜原村字本宿五六九二の一、五六九二の三、五六九四、字南郷五九七六、五九七七の一から五九七七の四まで、六〇七三、字人里六七〇六の一、六七六〇、六七六四、六七六五のイ、六八一五の一、六八一五のイの五、六八二三の一、六八二三の二、六八二四のイ、六八二四のロ、字数馬七〇八二、七〇九三の一、七〇九三の二、七〇九三の四から七〇九三の六まで、七〇九五の一から七〇九五の三まで、七〇九六の六から七〇九六の三まで、七〇九六の六から七〇九六の一から七〇九六の三まで、七〇九七のイ、七〇九九の二、七一〇〇、七一三六、七一四五の一、七一四五の二、字神戸七八七九の一・七八七九の二・八一八五の一・八一八六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七八八〇のイ、八〇二六の一、八〇二六の二、八〇二七の一、八〇二七の二、八〇二八、八〇二九、八〇三〇の一、八〇三〇の二、八〇三一の一から八〇三一の三まで、八〇七三、八一八二、字藤原九二〇〇の一から九二〇〇の三まで、九二〇三、九二九五、九二九七、九二九八、九三一〇の四、九三一一の一、九三一一の二、九三一二、九三一三、九三一四の一から九三一四の三まで、九三一五、九三一六の二、九三一六の三、九三一七、九三一八の一、九三一八の二、字倉掛九三四九の一から九三四九の四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに八王子市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百九十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。 1～8　［略］ 9(1)　［略］ (2)　二の表の部一のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくろまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。 アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、	三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。 1～8　［略］ 9(1)　［略］ (2)　二の表の部一のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくろまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。 アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、